花園大学学位規程

平成６年４月１日
制定

改正　平成９年４月１日　平成10年４月１日
平成11年４月１日　平成12年４月１日
平成18年４月１日　平成20年４月１日
平成21年４月１日　平成28年３月25日
平成28年11月30日（全部改正）　令和３年４月１日
令和８年４月１日

（目的）

第１条　この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第９号）に基づき、本学において授与する学位の種類、論文審査の方法、試験および学力認定の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の授与）

第２条　本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

学士（文学）　学士（社会福祉学）　学士（臨床心理学）　学士（教育学）
修士（文学）　修士（社会福祉学）　修士（臨床心理学）
博士（文学）

（学士の学位授与の要件）

第３条　学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与するものとする。

２　前項に定める学位授与は、本学学則の定めるところにより、学長が連合教授会の意見を聴いてこれを行う。

（修士の学位授与の要件）

第４条　修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与するものとする。

２　前項に定める学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、学長が大学院委員会の意見を聴いてこれを行う。

（博士の学位授与の要件）

第５条　博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与するものとする。

２　前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ前項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

３　第１項に定める学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、学長が大学院委員会（文学研究科）の意見を聴いてこれを行う。

４　第２項に定める学位授与は、学長が大学院委員会（文学研究科）の意見を聴いてこれを行う。

（学位授与の申請）

第６条　第４条に関する学位の授与を申請する者は、学位論文３通に所定の学位審査願を添え、相当する大学院委員会を通じて学長に提出するものとする。

２　第５条第１項及び第２項に関する学位の授与を申請する者は、文学研究科仏教学専攻博士課程（後期）運営委員会を通じて学長に提出するものとする。

３　第５条第１項及び第２項に関する学位の授与を申請する者の学位論文審査料は別表１のとおりとする。

（学位論文の審査）

第７条　学長は、前条第１項により提出のあった学位論文を受理したときは、大学院委員会に審査及び試験を委嘱するものとする。
２　前条第２項により提出のあった学位論文の申請及び審査については別に定める。
３　大学院委員会は、審査員３名を選定し、主査委員を定める。
４　審査は論文審査及び、直接口頭による総合試験又は面接により学力の確認を行うものとする。
５　学位論文（修士・博士）に係る審査基準については、別に定める。
６　主査委員は、論文審査及び学力の確認の要旨、評点を記録した成績報告票を大学院委員会に提出し、意見を開陳するものとする。

（学位記の交付）

第８条　学長は、学位の授与を決定した者については、学位簿に登録し、所定の学位記を交付して学位を授与する。また学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

（学位の名称）

第９条　本規程により博士、修士又は学士の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記しなければならない。

（論文要旨等の公表）

第10条　大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から３月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文全文の公表）

第11条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から１年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には大学院委員会の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学院委員会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
３　博士の学位を授与された者が行う前各項の規定による公表は、大学の協力を得て、花園大学学術情報リポジトリ上で公表するものとする。

（学位授与の報告）

第12条　博士の学位を授与したときは、学長は、当該博士の学位を授与した日から３月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位の取消）

第13条　本大学において学位の授与を受けたものに次の事実があった場合、学長は、学位の授与を取消し、学位記を返付せしめ、かつその旨を公表する。
（１）　不正な方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。
（２）　不正な方法を用いて作成された論文によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。

（規程の改廃）

第14条　本規程の改廃は、学長が大学院委員会及び評議会の意見を聴き、これを行う。

附　則

１　本規程は、平成６年４月１日から施行する。
２　本規程は、2016（平成28）年３月25日から施行する。
３　本規程は、2016（平成28）年11月30日から施行する。
４　本規程は、2021（令和３）年４月１日から施行する。
５　本規程は、2026（令和８）年４月１日から施行する。

別表１（第６条第３項関係）

申請時の身分	学位論文審査料
本学博士課程２年次修了以降、単位修得満期退学後３年以内の者	無料
上記を除く本学出身者	200,000円
他大学等出身者	500,000円